

知多北部広域連合公告第18号

地方公務員法（昭和25年法律261号）第58条の3第2項の規定により、等級別基準職務表に基づく職務の等級及び職制上の段階ごとの職員数について次のように公表する。

令和7年4月30日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務 (同程度の職務含む)	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0	主事	0	8	33.3	係員級
				計	0			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8	33.3	主事	8			
				計	8			
3級	主査の職務	6	25.0	主査	6	6	25.0	主査級
				計	6			
4級	1 係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主査の職務	4	16.7	係長 主査	4 0	4	16.7	係長級
				計	4			
5級	課長補佐の職務	3	12.5	課長補佐	3	3	12.5	課長補佐級
				計	3			
6級	1 課長の職務 2 主幹の職務	2	8.3	課長 主幹	2 0	2	8.3	課長級
				計	2			
7級	特に高度の知識又は経験を必要とする課長の職務	0	0.0	課長	0			
				計	0			

8級	1 事務局長の職務 2 次長の職務	1	4.2	事務局長 次長	1 0	1	4.2	部・次長級
				計	1			
	合計	24	100.0					